

一宮町有害鳥獣捕獲事業報奨金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月6日

一宮町長 馬淵 昌



一宮町告示第52号

一宮町有害鳥獣捕獲事業報奨金交付要綱の一部を改正する告示

一宮町有害鳥獣捕獲事業報奨金交付要綱（平成29年一宮町告示第13号）の一部を次のように改正する。

別表アナグマの項を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。